

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会介護分野就職支援金貸付規程

(令和3年10月4日制定)

改正 令和8年3月27日

(業務の運営)

第1条 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、千葉県知事の定める条例、規則及び条件により交付される補助金をもって介護分野就職支援金（以下「就職支援金」という。）の貸付業務を行うものとする。

2 この貸付規程は、本会が実施する就職支援金の貸付方法、事務手続等を規定し、適正かつ効率的な運営を図る。

(業務の目的)

第2条 介護人材については、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金の貸付けを実施し、迅速に新たな人材を確保することを目的とする。

(貸付対象者、貸付額及び貸付回数)

第3条 貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

2 貸付対象者は、次の各号に掲げる基準の全てを満たす者とする。

一 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了した者（「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知）（以下「事務次官通知」という。）の第6における「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」及び第7における「障害福祉分野就職支援金貸付事業」により貸付けを受けたことがある者を除く。）。

なお、当該研修は公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体、民間企業等が行っているものも含むものとする。

二 居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所に介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）として就労した者若しくは就労を予定している者。

三 本会が定める様式による介護分野就職支援金利用計画書（以下単に「就職支援金利用計画書」という。）を提出した者。

3 貸付額は、介護職員等として、就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するもの

として、200,000円と貸付対象者が本会会長（以下「会長」という。）に提出した就職支援金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とし、就職支援金利用計画書により用途を確認した上で支給する。また、本事業は、前項第1号に掲げる研修を修了した後、前項第2号に掲げる事業所に就職する際に必要となる経費に充当するために貸し付けることを念頭に置いているが、就職と同時に研修を受講する場合も想定されるため、このような場合においては、研修修了後に研修修了証を提出することを要件に、研修修了前に就職支援金を貸し付けることもできるものとする。なお、この場合、第12条第1号の「介護職員等として就労した日」を、「研修を修了した日」に読み替える。

- 一 子どもの預け先を探す際の活動費
- 二 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
- 三 介護職員等として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる靴等の被服費
- 四 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- 五 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- 六 その他、会長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

4 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

（貸付方法及び利子）

第4条 本事業による貸付けは、会長と貸付対象者との契約により行うものとする。

2 利子は、無利子とする。

（貸付けの申請）

第5条 就職支援金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就職支援金貸付申請書に必要な書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（連帯保証人）

第6条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 申請者が未成年者である場合の連帯保証人は法定代理人でなければならないものとする。ただし、特別な事情があると会長が認める場合は、この限りではない。

3 連帯保証人は、貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

4 申請者又は借受人が連帯保証人を変更するときは、会長に届け出なければならない。

（選考結果の通知）

第7条 会長は、貸付けを行うこと又は貸付けを行わないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（借用証書の提出）

第8条 借受人は、前条の規定による通知を受けた日から14日以内に、就職支援金借用証書を会長に提出しなければならない。

2 前項の期間内に就職支援金借用証書を提出しない者は、借受けを辞退したものとみなす。

(就職支援金の交付)

第9条 会長は、前条第1項の規定により就職支援金借用証書の提出があったときは、当該貸付決定に係る就職支援金を交付する。

2 貸付金の交付は、分割又は月決めの方法によるものとし、交付の時期は、就職支援金借用証書記載の期日とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(貸付契約の解除)

第10条 会長は、借受人が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

(免除の申請等)

第11条 返還債務の免除を受けようとする者は、就職支援金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第12条 会長は、借受人が次の各号に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

一 第3条第2項第2号の介護職員等として就労した日から、県内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入できるものとする。

なお、前述の「2年」の計算については、在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上とする他、介護職員等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めることができるものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

また、介護職員等の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（例えば育児休業等により第12条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合を指す、以下同じ。）により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うものとする。

二 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

(返還)

第13条 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- 一 貸付契約が解除されたとき
- 二 県内において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
- 三 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
(猶予の申請等)

第14条 返還の猶予を受けようとする者は、介護分野就職支援金返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第15条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、会長が別に定める期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- 一 県内において介護職員等の業務に従事しているとき
- 二 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還の債務の裁量免除)

第16条 会長は、借受人が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 一 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- 二 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

- 三 県内において180日以上、介護職員等の業務に従事したとき

返還の債務の額の全部又は一部

- 2 返還の債務の裁量免除の適用に当たっては、以下のとおり取り扱うこととする。

- 一 返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものとする。
- 二 裁量免除の額は、県内において、介護職員等の業務に従事した期間を、360日

除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

（延滞利子）

第17条 会長は、借受人が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子の確定額が1,000円未満であるときは、これを請求しないことができるものとする。

（届出義務）

第18条 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに会長に届け出なければならない。

- 一 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他重要な事項に変更があったとき
- 二 就職支援金の借受けを辞退するとき

2 借受人は、毎年3月31日現在の就労状況等について書面で会長に届け出なければならない。

3 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。

4 前3項による届出は、借り受けた就職支援金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

5 借受人が、県内において介護の業務に従事したときは業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）により、業務従事先を変更したときは住所・氏名・勤務先等変更届を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

（実施細則）

第19条 この規程に定めるもののほか、就職支援金の貸付けに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和8年3月27日に一部改正し、令和8年4月1日から施行する。